

平成30年度 子ども・子育て支援新制度における日南市の利用者負担額(参考)

(単位 円)

No.	区分		利用者負担額(月額)							
			1号認定		2号及び3号認定					
			満3～5歳 幼稚園、認定こども園		3～5歳(学年齢) 保育所、認定こども園			0～2歳(学年齢) 保育所、認定こども園等		
			階層		階層	標準時間	短時間	階層	標準時間	短時間
1	生活保護世帯		(1)	0	A	0	0	A	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	母子等の世帯	(2)	0 (0)	B	0 (0)	0 (0)	B	0 (0)	0 (0)
		その他の世帯	2,600 (0)	3,000 (0)		3,000 (0)	6,000 (0)		5,900 (0)	
3	市町村民税 均等割のみ課税	母子等の世帯	(3)	0 (0)	C1	5,000 (0)	4,950 (0)	C1	6,500 (0)	6,400 (0)
		その他の世帯		2,600 (0)		11,000 (5,500)	10,900 (5,450)		14,000 (7,000)	13,800 (6,900)
4	48,600円未満	母子等の世帯	(4)	3,000 (0)	C2	6,000 (0)	5,900 (0)	C2	7,500 (0)	7,400 (0)
		その他の世帯		9,600 (4,800)		13,000 (6,500)	12,800 (6,400)		16,000 (8,000)	15,800 (7,900)
5	48,600円以上 57,700円未満	母子等の世帯	(4)	3,000 (0)	D1	6,000 (0)	6,000 (0)	D1	9,000 (0)	9,000 (0)
		その他の世帯		9,600 (4,800)		20,000 (10,000)	19,700 (9,850)		23,000 (11,500)	22,700 (11,350)
5'	57,700円以上 75,000円未満	母子等の世帯	(4)	3,000 (0)	D1'	6,000 (0)	6,000 (0)	D1'	9,000 (0)	9,000 (0)
		その他の世帯		9,600 (4,800)		20,000 (10,000)	19,700 (9,850)		23,000 (11,500)	22,700 (11,350)
6	75,000円以上 77,101円未満	母子等の世帯	(4)	3,000 (0)	D2	6,000 (0)	6,000 (0)	D2	9,000 (0)	9,000 (0)
		その他の世帯		9,600 (4,800)		22,000 (11,000)	21,700 (10,850)		25,000 (12,500)	24,600 (12,300)
7	77,101円以上 137,000円未満		(5)	14,000 (7,000)	D3	22,000 (11,000)	21,700 (10,850)	D3	25,000 (12,500)	24,600 (12,300)
8	137,000円以上 176,000円未満			14,000 (7,000)	D4	27,000 (13,500)	26,600 (13,300)	D4	30,000 (15,000)	29,500 (14,750)
9	176,000円以上 211,201円未満		(6)	14,000 (7,000)	D5	34,000 (17,000)	33,500 (16,750)	D5	41,000 (20,500)	40,400 (20,200)
10	211,201円以上 217,000円未満			19,200 (9,600)		34,000 (17,000)	33,500 (16,750)		41,000 (20,500)	40,400 (20,200)
11	217,000円以上 263,000円未満		(6)	19,200 (9,600)	D6	35,000 (17,500)	34,500 (17,250)	D6	48,000 (24,000)	47,200 (23,600)
12	263,000円以上 317,000円未満			19,200 (9,600)	D7	36,000 (18,000)	35,400 (17,700)	D7	50,000 (25,000)	49,200 (24,600)
13	317,000円以上		(6)	19,200 (9,600)	D8	36,000 (18,000)	35,400 (17,700)	D8	50,000 (25,000)	49,200 (24,600)

- * 利用する施設、事業、公私立を問わず、認定区分ごとに同一の負担額となります。
- * 各号ともに、利用時間を超過して施設を利用される場合には、別途、各施設が決めた利用料がかかります。
利用時間を超過する利用とは、1号の場合は、一時預かり(幼稚園型)、2号、3号の場合は、延長保育のことです。
- * 2号、3号認定の保育短時間の負担額は、国に準拠し、標準時間の負担額の98.3%を基本に設定します。
(国の段階的無償化にともなう改正を除く)
- * 利用者負担(月額)各欄の下段は、同一世帯から2人入園している場合の第2子の利用負担額。第3子以降は0円です。
1号認定の場合は、小学校1～3年までの兄妹がいるときには、その児童を含めて数えます。
なお、以下の階層については、第何子の決定をする際の子どもの年齢制限はありません。
また、同居世帯状況や国の制度改正等により変動があります。
1号認定 (2)、(3)、(4) 2号・3号認定 B、C1、C2、D1 (D1' 除く)
- * 各階層の決定は、8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により算定されます。
- * この利用者負担額とは別に、各園によっては給食費や通園バス代などの実費徴収等がある場合があります。
- * 新制度に移行しない私立幼稚園の利用者負担額は、現行どおり各園が決定します。
- * 未婚のひとり親については、地方税法上の寡婦(寡夫)控除が適用されます。
- * 支給認定保護者が指定都市からの転入者の場合、市長村民税所得割に6/8を乗じた額をもとに算定します。